

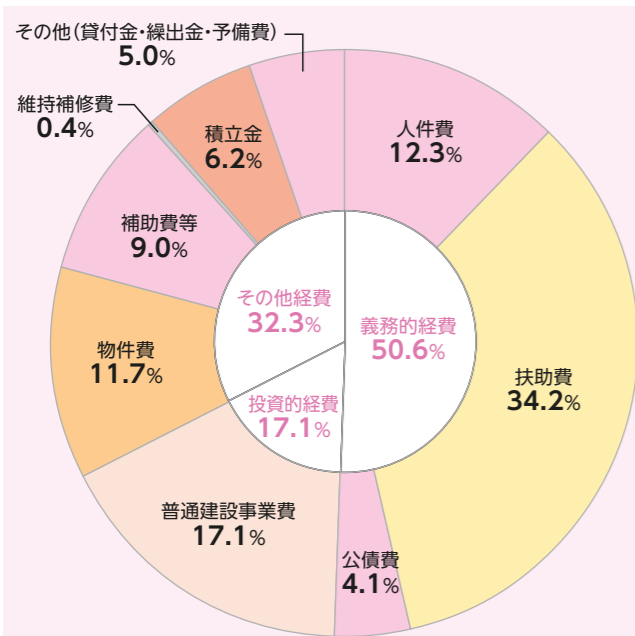
宜野湾市の予算

令和8年度の一般会計当初予算・特別会計当初予算が、去る3月議会で可決されました。予算とは、わたしたちの住む宜野湾市が1年間の行政活動をするための活動費であり、いわばわたしたち市民の家計のようなものです。今年度は、どのくらいの予算で、どのような行政活動を行っていくのか、見てみましょう。

一般会計
当初予算額

655億8,000万円

(対前年比 ▲12億1,000万円、1.8%減)



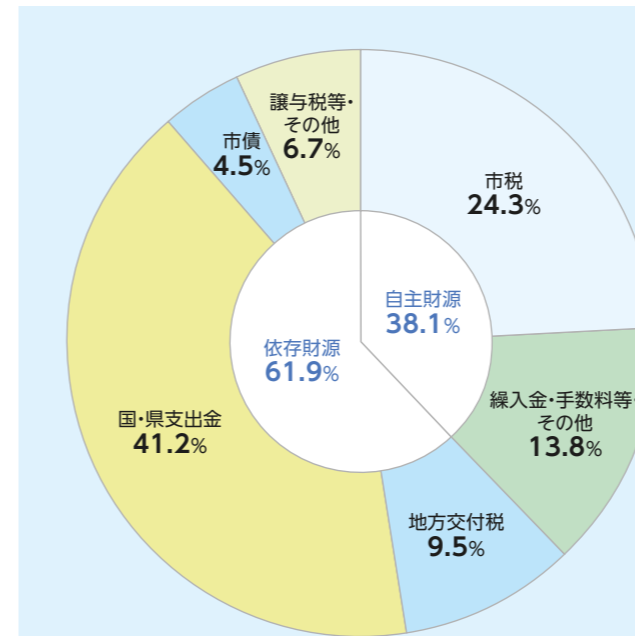
歳出（市の支出）

義務的経費が、大半を占めており、その中でも扶助費はここ数年伸び続けています。引き続き、歳出全般について節減努力を行っていきます。

項目	金額
人件費	8,105,132 千円
扶助費	22,439,113 千円
公債費	2,678,615 千円
普通建設事業費	11,187,473 千円
物件費	7,672,156 千円
補助費等	5,924,081 千円
維持補修費	258,667 千円
積立金	4,035,121 千円
その他	3,279,642 千円

1. 予算編成について

宜野湾市の自主財源の基本となる市税については、景気、雇用状況の影響を受けることから、物価高騰が経済情勢に与える影響等を注視しながら税収の確保および徴収率の向上に努めることが必要であります。また、依存財源である交付税等については経済情勢や国の策定する地方財政計画と連動し、増減することから、安定した自主財源の確保が重要となるため、引き続き、ふるさと納税・ネーミングライツ等の積極的な活用に取り組みとともに、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に進め、歳出の抑制を推進することを目標に令和8年度予算を編成しています。



歳入（市の収入）

地方交付税や国・県支出金等の依存財源が歳入の大半を占めている状況であるため、自主財源の確保をさらに推し進める必要があります。

項目	金額
市税	15,931,552 千円
繰入金等	9,016,945 千円
地方交付税	6,225,600 千円
国・県支出金	27,000,205 千円
市債	2,918,700 千円
譲与税等・その他	4,486,998 千円

3. 行財政改革への取り組み

本市では、限りある行政経営資源を更に効率的に活用するため、効率的で効果的な組織構築に向け、所管部署の統廃合や合理化、事務事業の見直し等の取り組みをはじめ、公共施設等総合管理計画のさらなる推進、宜野湾市外部委託等推進方針に基づく民間活力の導入に向け取り組んでおります。

また、持続可能な行政経営を図るため、「市有財産活用基本方針」に基づく市有地の売却・貸付といった資産の有効活用や、「宜野湾市有料広告掲載等に関する基本方針」、「宜野湾市ネーミングライツ導入に関する指針」に基づき、新たな自主財源の確保への取り組みを推進しております。

本年度におきましても、新たに策定した「GiNo.1Way(ギノワンウェイ)※」(第八次行財政改革大綱)の実践に向け、引き続き行政サービスのデジタル化や徹底した事務・事業の見直し、公共施設マネジメントの推進などに取り組み、市民生活の利便性を向上させるための効率的な行政運営を目指してまいります。

※「GiNo.1Way(ギノワンウェイ)」とは、本市が生産性日本一になるための道【Way(ウェイ)】と、それに向けた宜野湾市職員としてのやり方【Way(ウェイ)】を示す行動指針です。

用語解説

自主財源……市が自主的に収入しうる財源をいいます。地方税、分担金および負担金、使用料、手数料、財産収入等です。

依存財源……国・県から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源です。地方交付税、国・県支出金、市債等です。

市債……市が特定の事業等を行うとき、その資金調達のために負担する債務で、一会計年度を越えて借入れる長期借入金です。

2. ここでは、歳入歳出それぞれ上位3位の内容を見てみましょう。

- ### 歳出
- 第1位 扶助費** 22,439,113 千円 (34.2%)
社会保障制度の一環として支出する経費で、生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、障害者自立支援法などの法令に基づいて支出されます。地方自治体独自の施策に伴う支出も含まれます。
 - 第2位 普通建設事業費** 11,187,473 千円 (17.1%)
普通建設事業費とは、道路、橋りょう、学校、庁舎などの公共用または公用施設の新増設等の建設事業に要する投資的経費です。
 - 第3位 人件費** 8,105,132 千円 (12.3%)
人件費とは、議員および委員報酬、会計年度任用職員報酬、職員給与、住居等の各種手当、退職金等のことです。

- ### 歳入
- 第1位 国・県支出金** 27,000,205 千円 (41.2%)
市町村等が行政事務を行う上で、国・県がその必要な財源を負担金、補助金、委託金として交付するものです。生活保護費等の法令に基づくものや建設事業に対するものなどがあります。
 - 第2位 市税** 15,931,552 千円 (24.3%)
○市民税(個人・法人の所得に対してかかる税)
○固定資産税(土地・家屋・償却資産に対してかかる税)
○軽自動車税(オートバイ・軽自動車等にかかる税)
○たばこ税・入湯税等
 - 第3位 繰入金等** 9,016,945 千円 (13.8%)
繰入金等とは、分担金および負担金、使用料および手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入です。